

# 議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合



# 議会 2 月 定例会 提出議案

議案番号	議 件 名
1	副広域連合長の選任について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
4	平成 3 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
5	平成 3 0 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
6	平成 3 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
7	平成 3 1 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
8	新潟県市町村総合事務組合理約の変更について



議案第 1 号

副広域連合長の選任について

次の者を新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に選任したいので、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第 11 条及び第 12 条第 4 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 31 年 2 月 24 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村 山 秀 幸

住 所	氏 名	年 齢
新潟県三島郡出雲崎町大字山谷 173 番地	小 林 則 幸	85 歳



## 議案第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山 秀 幸

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改める。

第16条第1項中「から第2号まで」を「、第2号」に改める。

附則第4条から附則第6条までを次のように改める。

（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第4条 平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第5条に規定する基準に従い」とする。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第5条 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

（平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第6条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第15条若しくは第16条又は附則第7条に規定する基準に従い」とする。

附則に次の1条を加える。

(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第7条 平成32年度において第15条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第15条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは「40分の31」とする。

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。



## 議案第3号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月24日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項及び第3項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

